

内閣府令 2 条に基づく状況の把握 (H31.3.31現在)

(1) 採用した職員に占める女性職員の割合

区分	①職員数	②うち女性職員数	③女性職員の割合
事務職	8人(8人)	0人(0人)	0%
非常勤職員	1人	1人	100.0%

※ () は構成市町からの派遣職員の数で内数。

(2) 平均した勤続年数の男女の差異

(平成29年4月1日設立の団体であること及び構成市町の派遣職員で職員を構成しているため、把握しないこととした)

(3) 職員 1 人当たりの各月ごとの超過勤務時間

※対象職員：6名

	1人当たり時間
4月	12.3
5月	8.0
6月	7.9
7月	9.9
8月	6.6
9月	5.7
10月	13.2
11月	9.4
12月	21.5
1月	13.5
2月	8.0
3月	6.6
月平均	10.2

(4) 管理的地位にある職員 (※) に占める女性割合

※ 課長相当職以上

区分	①職員数	②うち女性職員数	③割合
事務職	1人	0人	0%

(5) 各役職段階に占める女性職員の割合

職名	①男性	②女性	③女性の割合
事務局長兼課長	1人	0人	0%
主幹	1人	0人	0%
副主幹	0人	0人	0%
主査	4人	0人	0%
主事	2人	0人	0%

(6) 男女別の育児休業取得率及び平均取得時間

①取得率 ※制度が利用可能な職員に占める割合

区分	男性	女性
事務職	0%	
非常勤職員		対象者なし

②平均取得時間

0時間

(7) 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率・平均取得日数

①配偶者出産休暇

1人

②育児参加のための休暇取得率・平均取得日数

100%・2日

(8) 年次休暇取得率

区分	①平均付与日数	②平均取得日数	③取得率
事務職	20日	7.2日	36.0%
非常勤職員	7日	7日	100.0%

※付与日数は、繰越日数を除く。